

電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																
(電話番号) 第14条 加入電話の電話番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。 2 (略) 3 (略) (注) 当社は、本条の規定によるほか、第86条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、加入電話の電話番号を変更することがあります。	(電話番号) 第14条 加入電話の電話番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。 2 (略) 3 (略) <u>(注1) 番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。以下同じとします。）によってその変更前の電気通信番号と同一の番号を利用することができます。</u> <u>ただし、技術的に困難な場合等当社が別に定める場合は、この限りではありません。</u> <u>(注2) 当社は、本条の規定によるほか、第86条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、加入電話の電話番号を変更することがあります。</u>																
第2表 工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。） 第1 施設設置負担金（略） 第2 工事費 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ (略) (9)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(10) 番号ポータビリティに伴う電話番号の付与に関する工事費の適用</td><td>番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。以下同じとします。）に伴う電話番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった電話番号に替えて、新たな電話番号を付与する場合に適用します。</td></tr><tr><td>(11) ～ (略) (15)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (9)	(略)	(10) 番号ポータビリティに伴う電話番号の付与に関する工事費の適用	番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。以下同じとします。）に伴う電話番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった電話番号に替えて、新たな電話番号を付与する場合に適用します。	(11) ～ (略) (15)	(略)	第2表 工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。） 第1 施設設置負担金（略） 第2 工事費 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ (略) (9)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(10) 番号ポータビリティに伴う電話番号の付与に関する工事費の適用</td><td>番号ポータビリティに伴う電話番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった電話番号に替えて、新たな電話番号を付与する場合に適用します。</td></tr><tr><td>(11) ～ (略) (15)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (9)	(略)	(10) 番号ポータビリティに伴う電話番号の付与に関する工事費の適用	番号ポータビリティに伴う電話番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった電話番号に替えて、新たな電話番号を付与する場合に適用します。	(11) ～ (略) (15)	(略)
区 分	内 容																
(1) ～ (略) (9)	(略)																
(10) 番号ポータビリティに伴う電話番号の付与に関する工事費の適用	番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。以下同じとします。）に伴う電話番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった電話番号に替えて、新たな電話番号を付与する場合に適用します。																
(11) ～ (略) (15)	(略)																
区 分	内 容																
(1) ～ (略) (9)	(略)																
(10) 番号ポータビリティに伴う電話番号の付与に関する工事費の適用	番号ポータビリティに伴う電話番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった電話番号に替えて、新たな電話番号を付与する場合に適用します。																
(11) ～ (略) (15)	(略)																
	附 則（令和7年1月10日企営第155500000544号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和7年1月14日から実施します。 （その他） 2 双方向番号ポータビリティ（固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供（2以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）の相互間での番号ポータビリティをいいます。）を開始します。																

総合デジタル通信サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新								
(契約者回線番号) 第13条 契約者回線番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。 2 (略) 3 (略) (注) 当社は、本条の規定によるほか、第64条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、契約者回線番号を変更することがあります。 第14条 ～ (略) 第26条 (契約者回線番号) 第27条 契約者回線番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。 ただし、24B利用の場合の契約者回線番号については、共用契約者回線と同一の契約者回線番号を付与します。 2 (略) 3 (略) (注) 当社は、本条の規定によるほか、第64条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、契約者回線番号を変更することがあります。	(契約者回線番号) 第13条 契約者回線番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。 2 (略) 3 (略) <u>(注1) 番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。以下同じとします。）によってその変更前の電気通信番号と同一の番号を利用することができます。</u> <u>ただし、技術的に困難な場合等当社が別に定める場合は、この限りではありません。</u> <u>(注2) 当社は、本条の規定によるほか、第64条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、契約者回線番号を変更することがあります。</u> 第14条 ～ (略) 第26条 (契約者回線番号) 第27条 契約者回線番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。 ただし、24B利用の場合の契約者回線番号については、共用契約者回線と同一の契約者回線番号を付与します。 2 (略) 3 (略) <u>(注1) 番号ポータビリティによってその変更前の電気通信番号と同一の番号を利用することができます。</u> <u>ただし、技術的に困難な場合等当社が別に定める場合は、この限りではありません。</u> <u>(注2) 当社は、本条の規定によるほか、第64条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、契約者回線番号を変更することがあります。</u>								
第2表 工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。） 第1 削除 第2 工事費 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ (略) (7)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (7)	(略)	第2表 工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。） 第1 削除 第2 工事費 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ (略) (7)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (7)	(略)
区 分	内 容								
(1) ～ (略) (7)	(略)								
区 分	内 容								
(1) ～ (略) (7)	(略)								

新旧対照

旧		新	
(8) 番号ポータビリティに伴う契約者回線番号の付与に関する工事費の適用	番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。 <u>以下同じとします。</u> ）に伴う契約者回線番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった契約者回線番号に替えて、新たな契約者回線番号を付与する場合に適用します。	(8) 番号ポータビリティに伴う契約者回線番号の付与に関する工事費の適用	番号ポータビリティに伴う契約者回線番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった契約者回線番号に替えて、新たな契約者回線番号を付与する場合に適用します。
(9) ～ (略) (12)	(略)	(9) ～ (略) (12)	(略)
		附 則（令和 7 年 1 月10日企第155500000544号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 1 月14日から実施します。 （その他） 2 双方向番号ポータビリティ（固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供（2以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）の相互間での番号ポータビリティをいいます。）を開始します。	

**音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新												
(契約者回線番号) 第12条 第1種サービスの契約者回線番号は、1の契約者回線又は1の利用回線ごとに当社が定めます。 2 (略) 3 (略) (注) 当社は、本条の規定によるほか、第40条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、第1種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。	(契約者回線番号) 第12条 第1種サービスの契約者回線番号は、1の契約者回線又は1の利用回線ごとに当社が定めます。 2 (略) 3 (略) <u>(注1) 番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。以下同じとします。）によってその変更前の電気通信番号と同一の番号を利用することができます。</u> <u>ただし、技術的に困難な場合等当社が別に定める場合は、この限りではありません。</u> <u>(注2) 当社は、本条の規定によるほか、第40条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、第1種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。</u>												
(契約者回線番号) 第19条の6 第2種サービスの契約者回線番号は、1の回線収容部又は1の利用回線ごとに当社が定めます。 2 ～ (略) 5 (注) 当社は、本条の規定によるほか、第40条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、第2種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。	(契約者回線番号) 第19条の6 第2種サービスの契約者回線番号は、1の回線収容部又は1の利用回線ごとに当社が定めます。 2 ～ (略) 5 <u>(注1) 番号ポータビリティによってその変更前の電気通信番号と同一の番号を利用することができます。</u> <u>ただし、技術的に困難な場合等当社が別に定める場合は、この限りではありません。</u> <u>(注2) 当社は、本条の規定によるほか、第40条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、第2種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。</u>												
第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (略) (4)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(5) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用</td><td>次の場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円（税込価格 2,200円）を加算して適用します。 ア (略) イ <u>番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となるとき。</u></td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (4)	(略)	(5) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	次の場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円（税込価格 2,200円）を加算して適用します。 ア (略) イ <u>番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となるとき。</u>	第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (略) (4)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(5) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用</td><td>次の場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円（税込価格 2,200円）を加算して適用します。 ア (略) イ <u>番号ポータビリティによって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となるとき。</u></td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (4)	(略)	(5) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	次の場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円（税込価格 2,200円）を加算して適用します。 ア (略) イ <u>番号ポータビリティによって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となるとき。</u>
区 分	内 容												
(1) ～ (略) (4)	(略)												
(5) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	次の場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円（税込価格 2,200円）を加算して適用します。 ア (略) イ <u>番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となるとき。</u>												
区 分	内 容												
(1) ～ (略) (4)	(略)												
(5) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	次の場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円（税込価格 2,200円）を加算して適用します。 ア (略) イ <u>番号ポータビリティによって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となるとき。</u>												

新旧対照

旧		新	
(6) ～ (9) (略)	(略)	(6) ～ (9) (略)	(略)
		附 則（令和 7 年 1 月10日企営第155500000544号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 1 月14日から実施します。 （その他） 2 双方向番号ポータビリティ（固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供（2以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）の相互間での番号ポータビリティをいいます。）を開始します。	

特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
(契約者回線番号) 第12条 光回線電話の契約者回線番号は、1 の契約者回線ごとに当社が定めます。 2 ～ (略) 4 (注) 当社は、本条の規定によるほか、第46条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、光回線電話の契約者回線番号を変更することがあります。	(契約者回線番号) 第12条 光回線電話の契約者回線番号は、1 の契約者回線ごとに当社が定めます。 2 ～ (略) 4 <u>(注1) 番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。以下同じとします。）によってその変更前の電気通信番号と同一の番号を利用することができます。</u> <u>ただし、技術的に困難な場合等当社が別に定める場合は、この限りではありません。</u> <u>(注2) 当社は、本条の規定によるほか、第46条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、光回線電話の契約者回線番号を変更することがあります。</u>
	附 則（令和7年1月10日企第15550000544号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和7年1月14日から実施します。 （その他） 2 双方向番号ポータビリティ（固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供（2以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）の相互間での番号ポータビリティをいいます。）を開始します。